

その他の給付

■老齢厚生年金の繰下げ制度(平成19年4月施行分)

65歳からうける老齢厚生年金は、受給開始を遅らせる「繰下げ制度」を利用することで、繰下げた期間に応じた増額分が上乘せされます。

平成19年4月1日以降に65歳からうける老齢厚生年金の受給権が発生する方が対象です。

支給される年金には、繰下げ期間(上限60ヶ月)に対して算出された額(1ヵ月あたり0.7%)が上乘せされます。

当基金の対応

●当基金の基本年金についても、老齢厚生年金の繰下げをする場合、国にあわせて繰下げて増額支給します。なお、基金の加算年金については対象となりません。

手続きについて

(1)65歳になる前(老齢厚生年金の受給権取得月の末日)までに当基金へその旨を申し出るようになります。

※申し出を行わなかった時、ご本人に不利益が生じる場合がありますので必ず申し出をして下さい。

(2)老齢厚生年金の繰下げ申請(年金の請求)をする時、基金に支給停止の解除の申し出が必要となります。

なお、届出方法などについては申し出時にご案内いたします。